

明治地方政治思想における地域性

——青森大同派の「第二維新」論・「東北人士」論をめぐって——

河西英通

一、問題の所在と本論の課題

明治思想研究における一つの盲点に、人々々とくに被治者の側の人々々が明治維新をどう評価していたのか、いわば同時代人の維新観というもの明らかにされていらないという問題がある。明治期の維新観について系統的にあとづけられている田中彰氏は次のように述べる。

「『王政復古』維新観とは異なる、あるいはそれに批判的な立場の維新観を、……維新の可能性としてとらえたとき、現実に創出さ

れた明治天皇制国家と明治維新とをストレートに結びつけ、それが唯一無二のコースであったとみて構成されたこれまでの明治維新史は、大きな反省を迫られるように思われる。明治維新史は、この可能性に視点を置くことにより、民衆にとっての明治維新の意義をあらためて問いただされるのではないだろうか。」^①（傍点原文）

そして、「『正』の視点」||「王政復古」維新観を核とする「天皇制維新観」に批判的な「『負』の視点」||民衆の側の明治維新の

とらえ方に立脚した明治維新研究を提起しているのだが、本稿のモチーフもこの点にある。

同時代人の批判的維新観として出されたのがいわゆる「第二維新」論であり、それは政治的、経済的、さらに社会的、文化的に転換期、変動期であった明治二〇年前後に様々な中味を持って噴出したのである。

本稿では東北地方の大同団結派の主張―青森大同会機関紙「東奥日報」―に見られる「第二維新」論の流れをあとづけてみたい。

青森という一地方の大同派の主張を素材とする理由は、一つにそこに「『負』の視点」の典型を求めることが出来るからであり、二つに地方社会での大同団結運動の論理背景を政社綱領・規約レベルにとどめず、いわば「本音」の読みとりが可能と思われる地方新聞次元にまで下降して検討することが必要と思われるからである。

主題に入る前に民権派の維新観Ⅱ「第二維新」論の系譜のまとめと、東北民権派・大同派の場合の論調を概観しておきたい。田中論文^③によれば、民権派の論理展開は次のように整理される。

①五カ条誓文の主旨が、国会開設に結びつけられ、維新の志向と民権運動の志向とが一致した形でとらえられている。

②被治者として民衆の立場から、維新の内実を問いつめる側面をもつ。

③維新観は明治政府観と不即不離の関係にあり、階級的矛盾の自覚↓人民的視座↓専制的政府観↓明治維新観へと連なる。

④明治政府Ⅱ「前日ノ改進黨」は「今日ノ守旧者」に墮し、今や新

たな「改進黨」による「改進黨主義」の実行が要請され、「第二の革命」としての民権運動が注目されてくる。

⑤こうした視点は、「第二の維新」が歴史の必然であり、社会法則だとすることで変革論理へ転化し、「人民改進黨ノ度ニ適スルヲ以テ維新トス」という「永久革命論」的論理を内包してくる。

民権派の「第二維新」論はこうした展開を示して、明治二〇年代に入っては、「維新の大業半ば荒廃し。更に第二の維新を要するの時節は迫りぬ」^④とした蘇峰ら平民主義者の維新観へ連なってゆくのである。

次に東北民権派が述べているところをみよう。有名なのは河野広中の一節であろう。

「予は夙に自由民権の大義を敷き、公議政体を建設するの必要を認めていたが、而かも是れ第二維新の業を成就するに於て始めて実現さるのであると信じ、爾来熟々天下の形勢を觀、第二維新は、東北が其の中心力となり其の精神骨髄となつて、之を實行せねばならぬと深く思い定めるに至つた。(中略)而して自由民権の大義を弘め、公議政体を建設する事が維新当初に発せられた五箇条の御誓文の大旨を徹底する所以であつて、是れが第二維新の業を完成するの道である以上、吾人は奮然蹶起して、東北人に覚醒を促し、第二維新の先驅を為さしめねばならぬというのが予の徹頭徹尾の信念であつた」^⑤

ここには、五カ条誓文の徹底↓自由民権運動↓公議政体建設、という「第二維新」完成への一般的な道が示されている、と同時に、

「第二維新」の実行者、先駆者として東北人士が位置づけられている。次の記事にも西南人士を対置した「東北人士」論が見られる。

「乞フ吾信州人士ヨ、機ヲ察スルノ迂ナルヨリ維新第一ノ革命ニ於テハ、其本文ノ力ヲ尽シ国家ヲ益スルノ功勳ヲ為サスト雖、這ノ第二ノ革命ニ際シテハ宜シク奮進敢為ノ気像ヲ揮揮シテ機ヲ誤ラス速ニ起テ西国人士ニ後ル、勿レ」^⑥

こうした性格の「第二維新」論は、大同団結運動期に現実的様相を帯びてくる。

「兎も角も大同団結の本拠とも泉源とも云ふべきものは東北の地方に在り。久志く東北の地に蟄伏したりし潜勢力は時勢の必要に燿蒸されて一種の火燄を噴き出し、光芒西を射りて遠く筑紫の海に映せり。去れば将来大同団結に於て牛耳を取るは必ず東北の有志家なるべし、而して大同団結が天下の大勢を支配するの兆候ありてすれば、東北将来の命運も亦頼しき哉」^⑦

「奥羽の不振は産業にあらず、教育にあらず、交通の便否には勿論なし。唯人民の国家と甚相隔離するに在り。(中略)奥羽の萎靡今日の如くなるを悲まば先ず日本の政權をして其分配平衡ならしめよ。政党内閣の実行と共に奥羽人も遠臂を伸して大臣の椅子に看け」^⑧

つまり、東北人士においては、来るべき「第二維新」の主体となることを前提としつつ、当面の大同団結運動の成功↓政党内閣制樹立がイメージされている。

以上の東北民権派の「第二維新」論は著しく地方的利害と密着しているあまり否定的な評価がなされてきた。しかし、以下で見てゆく論理展開に沿うて言うならば、一概にそう断定できないばかりか、

あらたな問題提起をも含んだものであったと考えられるのである。

二、青森大同派の論理

青森大同会機関紙「東奥日報」の維新観の論理を見る前に、青森県政界の状況を簡単にあとづけてみると、自由民権運動期には代表的政社として共同会があり、本多庸一・菊池九郎・榊喜洋芽・田中耕一らを中心として、東奥義塾を拠点に活動していた。しかし、明治一五年に入って、保守派の抬頭、東奥義塾への旧藩主からの補助金の打ち切り、などで活動は窮地に落ち入り、一六年共同会解散後は、民権派の政社は弘前の東洋回天社のみとなり、主活動も菊池・本多らが東奥義塾の経営維持のためおこなった新聞発行ぐらいのものであった。また、県会においても目立った動きはなく、県政界は保守派全盛時代の感があった。

こうした状況に再び民権運動の隆盛をもたらしたのが、二一年夏の後藤象二郎来県であり、時を同じくして起った「無神経事件」である。

この二つの事件を契機に県内民権派の間で、一大政社を組織しようという気運が高まり、津軽地方を中心に青森大同会が結成され、大同団結運動が展開されることとなった。

「東奥日報」は、青森大同会の機関紙として二一年一月六日創刊され、それまで県下唯一の新聞であった「陸奥新報」と対峙することになる。^⑨

「東奥日報」に「第二維新」論・「東北人士」論が流れるのは翌

二二年であり、その主なものは次の通りである。

- A 明治二二年二月三日（以下略記）寄書「東奥人士に一言す」⁽¹⁾
- B 2・27社説「我が東北人士」
- C 4・13社説「東北会及び東北人士」
- D 4・27寄書「我が東北人士に告ぐ」
- E₁ 7・2社説「東北人士の責任」
- E₂ 7・3同右
- E₃ 7・4同右
- E₄ 7・5同右
- F 7・21社説「旧会津藩士に告ぐ」
- G₁ 8・3寄書「東北団結論」
- G₂ 8・6同右
- G₃ 8・7同右
- G₄ 8・10同右

以下、内容を要約してみると、

〔A〕

「戊辰革命」の際に「白河以北の人士」は「天下の大勢に逆ひ一般^(敗)地に塗れ」たが、「第二の維新とも称す可き国会開設」直前の今日、東北人士は「其の天資の美風なる剛勇淳樸の気骨と忠烈義憤の風俗とを以て拮強奮勉相ひ励み相戒め時を待ち機を得以て聊か平生の素志を達し国民たるの義務を全ふし天下の人士に向て一面目を立てん」と誓った。「皇天皇土」は東奥人士に対し「第二の維新の先発者たり全勝者たるの権利」を与えており、「薩長に代て起る者に

東奥人士なり専制の政略を一掃して自由の制度を断行するは東奥人士なり」との「畏怖敬慕の念」も起っている。

〔B〕

東北人士は「日本全国中剛直清廉なる勇氣勃勃として事に当り屈せず撓まず大に為すあるの気概」を持つが、反対に「都人士」は「輕薄腐究」し、「九州人士」は「如才なき兎角阿諛に流れ易い」。

維新の際の東北人士の「失敗」なるものも「天賦の特有性」（剛直清廉）ゆえの失敗であった。しかし、その「失敗」も「却て今日立憲政体の基礎を固むるに興りて大に力」を及ぼし、「第二維新」を前にして「外に条約改正の大業あり内に自治制の実施国会開設の大業ありて実一刻千金ともいふべき多事の社会」である今日こそ「東北人士が剛直清廉なる気概ある技倆を示すべき好時機」である。

また全国的な政治運動の高揚、とりわけ九州地方の大同団結運動は熱度を高めているが、「何ぞ東北人士は之れに劣らざる計画をせざる、余輩は彼の不親切なる輕薄如才なき人々と天下を左右せらるゝを欲せず宜しく我が剛直清廉なる徳義心を以て誘導すべきなり嗚呼我が東北人士よ今日に於て大いに注意して務めずんば正義も邪曲の爲めに圧せられ剛直清廉も輕薄阿諛の爲めに制せらるに至れば日本将来の爲め実に長大息に堪しざるなり」

〔C〕

「今や中央集権の敝害^(害)を排斥し將に地方分権の拡張を計る時」であり「地方人士の一進一退は政海の波瀾内閣大臣の更迭よりも政況に大影響を及ぼす」有様である。こうした中で東北人士が「如何な

る主義目的を以て前途多事頻繁なる政事運動を為さんとするやは目下世人の一直線に射眼し居処」である。政治運動を回顧すれば、民権期は「主義相同じきも兎角封建割拠の有様」であつたが、「憲法の発布に遭逢し自治制の実施に浴し將に国会を開設して人民は立憲代議の美政に与らん」ためには「益々団結を鞏固にし以て東北人士の本分を全ふ」しなければならない。

〔D〕

「藩閥の弊未だ脱せずして殖産の道未だ立たず農工商ハ未だ繁昌に至ら」ない「天下の大勢」ではたとえ「立憲の緒」につくといても安心できない。今後「吾国の強弱盛衰は唯人民の奮発如何」にかかつており、とくに「東北人士一層の奮発」が期待される。これまで東北人士は「薩長土三藩人のために嘲弄せられ」「不具人の如く考え堂々たる国家の大政にも参加するを得ざるか如く」あつかわれてきたが、二三年には、「円滑なる大運動を始め一方には頭角を出し一方には東北人士廿余年の耻辱を雪ぎ東北人士の真面目を立て我國の衰運を挽回し尤も汚穢せる空氣を洗掃して青天白日の光を開き尤も頑然たる社会を一変して輿論の社会となし公平の社会となし就も卑屈なる民風を一洗して進取の氣象を養ひ東北人士の功績をして千秋の下青史に垂」らしめたい。そしてその手段は「彼の旧三強藩人士第一維新に功名を立てたるが如き手段を用ひは十九世紀の道理社会に無用なるのみならず其目的を達する能はざる」は勿論の事であり、「今日の改革は循進的の改革なれハ輿論によりて其手段を施すべきである。

〔E₁〕

「人の背に棘を負ハす」という諺は「負ふものこそ不利なれ負はす者に取ては都合よき事」であるはずだが、維新時に東北人士が、「凡ての艱難憂愁」を西南人士に負わせた事は逆に「其棘を負ふたものは樂を取りて負はせたる者は苦を受くる」結果をまわいた。これは由なき事ではなく「彼は自ら働けり彼は自ら棘を負ひたるなり我東北人は徒らに之を傍觀坐視せるのミ」であつたからこそ「彼には勲功あり榮譽あり我には之れに反対せる汚名と耻辱」があるのであつて、もとはと言え「日本帝国の臣民にして共に負ふべきの責任あるにと拘はらず其の負ふべきを負ハす勞を彼に譲りたる」せいであり、「日本の忠臣義士として為すべきを為さず行ふべきを行はず一に彼等の一手に放任して大難断定の仲間に加はら」なかつたことによるものである。しかるに、「我東北人士たるものは其良心より義務よりして之れに相当の報酬を贈くら」なければならぬ。その報酬とは「第二の維新即ち明年より開く所の我帝国議會の大業」より生ずる「大困難」を放任せず自ら負ひ、西南人士に「閑散なる邁楽地」を与えることである。

〔E₂〕

明治維新において、西南人士が艱難辛苦の大業を成就した結果、「天は此報酬として彼等に明治政府を組織せしめたり日本の行政をして彼等の一手に握らしめたり」が、「物久しきを経る時ハ必ず燭る人間の智識も亦然り且つ人情は新を好んで旧を惡み社会は新陳代謝を欲して一事一物を永續するを欲」しない。これは「天理」であ

る。長期にわたる「棘」負担により、西南藩閥政府は「身体も老朽せり智識も窮敗せり精神も疲労せり」、さらに東北人士は「厚顔にも二十余年の間薩長人の恩恵に預」かり、「被治者として薩長藩閥政府の支配を被」つたが「其厚恩に感泣して之に報謝」しなければならぬ。かくして、「第二の維新に際会し自ら進んで棘を負ひ労苦を取り彼等をして最も公正なる手段を以て静かに逸楽の地を与へて是迄の労苦に代」ることは「我東北有志家に取りての最大責任」である。

〔E₃〕

（東北人士の特別な役割を強調したり、東北の地方的利害を中心とした主張に対し）「一地方の利害を以て政府攻撃するは之れ私情なり私怨なり偽飾の論なり固陋の説なり」とする批判があるが、「権力の一方に偏し地を盡して人を用ふるハ国家の為め甚た不得策」であり、権力の公平なる分与は国家の円滑な維持に必要である。また「現政府は実に賢明なる諸公を以て組織せり現政府の施政は悉く時勢に通し民情に合」しており、「現政府の此有機を以て益々永く持続せられんことを冀望して止ま」ないのだが、「天道は循環を好み」 「新陳代謝ハ社会の常情」なのである。

〔E₄〕

この政権循環論、新陳代謝論に対して藩閥側は政権は「血を以て取りたるものなるを以て血に非されハ決して渡さぬ」という鮮血主義でいるが、これは時節柄「奇々恠々の異説」であり、新陳代謝論こそ「天地の公道に基き社会の正理に拠」るものである。この「公道正理」

に背く現内閣「藩閥政府」は「其策略方針一定せずして動もすれば四分五裂」する状態であるから「第二維新の盛運に際会するに当りては別に新内閣の組織を注文せざる」をえない。この新内閣こそ「国民を代表する」 「責任内閣」なのである。責任内閣組織にあたり東北人士は「彼の西南諸藩が第一の維新に遭遇して艱難憂愁を甘受せる如く假令彼等ハ座視傍觀するも自ら進んで棘を負は」なければならぬし、そのことによつてはじめて「海内人士の列」に参加できるのである。

〔F〕

旧会津藩諸氏が組織した独立党⁽¹²⁾なるものの主意は「隅西人即ち薩長等の人士か政権は勿論天下の事物一として彼等の掌裡に帰せざるものハな」いので「旧会津藩人士の忠魂義胆を振起し我れ取て以て之に代らずんば死するに如かず」 「戊辰の恨を報せずんば生きたる甲斐なし」ということであるが、こうした主義目的は「大ひに時勢に反対せるもの」であり、二〇余年前ならいざ知らず今日では「政党の局外に於て一種特別の党派を樹立し以て其希望を達せんとするは恰も泰山を狭んで北海を踰ゆるの類」であり「誤見も亦甚しき」 「有害物」である。今や「武断競争の日に非ずして智識競争の時」であり、「旧慣墨守の天地に非ずして文明進化の世界」なのであるから「昔日の感想を棄て偏小の団体を解き大に東北人士と団結して其の運動を同ふし公議輿論を以て勝を政治社会に制する」ことに努めねばならない。

〔G₁〕

帝國議會を控えての急務は政党的組織であるが、「東北団体の独立を謀り更に地方高德の名士を撰んで之が首領となし協心戮力益々團結を堅固にし奮進勇性揮ふて党勢を拡張し以て吾が多年計画せし東北衰運を挽回し勉めて勝を国会議場に制」しなければならぬ。これは「小党分立方隅割拠の拙策」ではなく、「大同独立団体不羈の良策」なのである。

〔G₂〕

「夫れ区域を立つれば団体狭く首領を置けば運動に使ならず宜しく在来のままに任すべし」との批判もあるが、東北人士としては、「区域を立て、団体を編成し首領を置いて之を統治」したい。というのも、「今後の政党的改良を促すのみならず已れ代て之が実行を掌り所謂の進んでは内閣の椅子を占め退てハ自党の領袖と為り之れに拠て以て東北の衰運を挽回し以て吾人が多年計画せし目的を成就せしめざる可からざるの必要を感じず」るからであり、「我か東北団体の運動をして在来の儘に放任せしめば単に首領の聲援をなし其勢力を助けて以て之が運動の自在ならしむ」ばかりである。

〔G₃〕

後藤象二郎にせよ板垣退助にせよ大隈重信にせよ井上馨にせよ、「日本帝國の同胞臣民に相違なしと雖も一は四国土佐の人にして一は九州肥前と中国周防の人」であり、彼等に「追隨運動」すること、は東北氣運の挽回を計ることと矛盾する。「団体を独立し之れに東北人士の首領を置て」はじめて東北衰運の挽回は計れるのであって、

このうへ「在来の儘に放任し茫漠たる主義と散漫たる団体を以て四藩人士の旗下に集り其^{〔驍力〕}尾に附て追隨運動し以て東北地方の衰運を挽回せんと」するは「拙劣卑陋」であり「妄想坐上の空論」にすぎない。

以上の内容を整理してみると、第一の論理は、全編に貫徹されている「第二維新」に向けての東北人士の使命論である。とりわけ「A」でそれは「皇天皇土」が与えた「第二の維新の先発者たり全勝者たるの権利」として認識される。その論拠が「B」の東北人士對西南人士・都人士の図式である。「輕薄腐敗」の都人士、「如才なき兎角阿諛に流れ」る西南人士に対して、東北人士は「剛直清廉なる勇氣」という「天賦の特有性」故に維新の際「失敗」したが、「剛直清廉なる氣概ある技倆を示すべき好時期」到来と見る。

さらに、九州地方での民党運動の高揚に対するライバル意識と、地方人士の政治運動が「政況に大影響を及ぼす」という認識が加わること、立憲制を前にして「東北人士の自分」が強調される。

第二の論理は、こうした「東北人士」主導による「第二維新」の必要も前節でみた民権派の③の論点と同様に、藩閥政府の压制・專政の打開という点と深く結合していることである。「D」にみられるように「藩閥の弊未だ脱せずして殖産の道未だ立たず農工商未だ繁昌に至ら」ない現状を打破するために、「廿余年の耻辱を雪き」「我國の衰運を挽回し」「汚穢せる空氣を洗掃」する「東北人士」層の奮発」が期待されている。

政治思想の地域性、東北地方性が極端な形で噴出したのが「E」であろう。ここでは「B」でも述べられた維新時の「失敗」が「日

本帝国の臣民」「日本の忠臣義士」としての責任放棄であったとされ、責任回復の必要が論ぜられ、西南人士への「報酬」論を導き出す。これが第三の、そして最も東北的な、論理である。「報酬」論の根柢は一般的な政治の新陳代謝論であり、「第一維新」⇨西南人士⇨「第二維新」⇨東北人士という、政権交代論、循環論である。

「私情なり私怨なり偽飾の論なり固陋の説なり」との批判には国家維持のためには権力分与が不可欠であり、「天道は循環を好み」「新陳代謝ハ社会の常情」であると反駁する。

そして、「F」で会津独立党を厳しく批判しているように、こうした立場を「復讐主義⁽¹³⁾」とは切り離していることが第四の論理であろう。

また「東北人士」論は「G」において大同団結運動の組織をめくってもつらぬかれ、「東北団体の独立を謀り」「地方高德の名士を撰んで之が首領とな」すことが求められる。これが第五の論理である。

それは「小党分立方隅割拠の拙策」ではなく、「大同独立団体不羈の良策」なのであり、従来の民権運動が「単に首領の声援をなし其勢力を助け」るだけであったことへの批判・反省でもあった。まさに、中央指導者に「追隨運動」するような中央政党の下部組織から脱却し自立的に活動することが叫ばれている。

このような論理展開は図式化すると、現実社会の矛盾の自覚⇨压制専政政府観⇨明治維新観という一般的コースと、東北人士の置かれてある現状の認識⇨東北人士⇨西南人士⇨明治維新観⇨第二維新

論⇨東北人士論という東北地方的コースとに二別されるであろう。

おわりに

以上、青森大同派の「東北人士」論・「第二維新」論について特徴的な点をあつづけてみたのであるが、その中味は「分裂し、割拠する地方の共同体的組織の封鎖性を維持する『精神』(伝統主義⁽¹⁴⁾)」とか、「地方分権的農村中心主義」「地方割拠主義」「土着主義⁽¹⁵⁾」とかいう評価が妥当なものではないことを示している。

この論理展開の中に、社会現状への批判的視座をうちたてるにあたって、明治維新(第一維新)と立憲体制(第二維新)とを見据え、とりわけ「第二維新」の必然性・必要性を強調しつつ、自己の歴史的地位を明らかにするとともに、未来への使命をかけるという被治者としての苦渋に満ちた主張をくみとることが出来る。

またそれは、「維新の精神」を五カ条誓文に求めることで厳しい政府観・維新観の立場で藩閥政府への対決姿勢を示した民権派の場合とは異なり、次第に「第二維新」の必然性・根柢を一般的な政権循環論・新陳代謝論に求めることで反藩閥政府の姿勢を軟化させていることから、平民主義における樂觀的な維新観社会観への橋渡しの位置にあった、過渡的な「第二維新」論であったと言えるのではあるまいか。

明治期の地方政治思想に立ち入ったとき、ごく一般的な論理とともに、本論でみたようなきわめて地方社会に密着した論理も並行し

て流れていた状況にぶつかるのであり、これは、いわば「思想の地域性」⁽¹⁶⁾とも言うべきものであらう。

ともあれ、明治時代の東北地方の一隅において、憂うべき現状に抗しつつ、どうすれば東北が東北たりうるか、過去と今日とを敵しくつきあわせることで、自らの地域としての東北を内発的・主体的にとらえなおそうとした営為のあったことを確認したい。

注

- (1) 田中彰「明治天皇制確立期の維新観―平民主義の維新観とその転回」『現代と思想』一〇・二六二ページ 一九七二年
・青木書店)

(2) すでに一九六七年に、田中氏は次のように指摘している。

「明治維新は、それが日本民族の近代的統一への第一歩という変革の側面とからんで、明治・大正・昭和とこの一〇〇年の歴史の断続の中で、つねに民衆意識の座標軸の原点的な役割となってきた、(中略)民衆の側からたえまなくこの維新の中に、『人民の自由』や『平等』、あるいは『民主主義』をかちとった『革命』を見出し、人々をひきつけて離さない何も。かがあったことも争えない事実である。その意味で、明治維新は近代日本の民衆とともにあった。いまそれを『国民意識としての明治維新』と名づけるならば、これまでみてきた近代天皇制の矛盾の起点としての明治維新とそれとの関わり合いを、科学的にかつ説得的に説明することが必須の課題としてわれわれに迫ってくる。つまり、科学的な明治維新論は、こ

の『国民意識としての明治維新』をも包みこむものでなければならぬのである。」(傍点引用者)(『体系・日本歴史

五 明治国家』三一四―五ページ 一九六七年・日本評論社

この視点は、『日本の歴史二四・明治維新』(一九七六年・小学館)にも引きつがれている。

- (3) 田中「明治啓蒙主義の維新観と民権派の維新観」(木代修一先生喜寿記念論文集二『日本文化の社会的基盤』所収、一九七六年・雄山閣)

(4) 『吉田松陰』三四〇ページ

(5) 『河野磐州伝』上巻二六一―三ページ

(6) 「奨匡社設立ノ檄文」(明治一三年二月二八日・三月一日『松本新聞』第六〇六号・六〇七号社説)『奨匡社資料集』

二〇ページ) 田中(2) 論文注より引用

(7) 「山形新報」明治二二年五月四日社説「大同団結派の委員大に東京に集る」

(8) 「秋田魁新報」明治二三年三月二三日社説

(9) 概括的なものを除けば、従来の研究には次のようなものがある。

青森県の自由民権運動に関しては、橋本正信「青森県の自由民権運動―弘前地方を中心に―」(弘前大学国史研究(以下、単に国史研究とする)三三)、¹⁾「国会開設運動期の青森県の動向―明治十二年代を中心に―」(国史研究五二)があり、自由民権家の研究としては稲葉克夫「自由民権家中市稲

太郎について」(国史研究三六)、「北奥羽の自由民権論者角鹿忠四郎について」(国史研究四八・四九)がある。

県下の大同団結運動については、鳥海靖「帝國議會開設に至る『民党』の形成」(東京大学教養学部人文科学科紀要第二八輯歴史学研究報告第一〇集「歴史と文化」Ⅱ所収、一九六三年)が具体的事例として取り上げているが、筆者も稿を改めて検討分析するつもりである。

その他、「無神経事件」に関しては、中村元吉「県政裏面史と所謂無神経事件の真相(二)」(うとう四四)があり、「東奥日報」については、伊藤徳一「東奥日報と明治時代」(一九五八年、東奥日報社)が詳細に叙述しており、大変便利である。また最近、同社から「東奥日報」の前身である「北斗新聞」「青森新聞」も含めて編纂された『新聞記事に見る青森県日記百年史』が刊行されており、民権期の言論状況も次第に明らかにされつつある。

(10) 現在、青森県立図書館に創刊期より今日までの分がマイクロフィルムとして保管されており(欠号もかなりある)、それを利用した。

(11) 寄書の主は斎藤新一郎といい、在京の活動家(壮士)であった。「明治政史」に、「壮士大運動会 此時に当り全国各地の在京壮士は愛国有志同盟会なるものを組織し、且つ壮士運動会を計画せり。其主唱者は青森県人足立真雄斎藤新一郎宮城県人庄司徳二郎鹿兒島県人宮城甚太郎千葉県人小林千太

郎等にして、……」(指原安三「明治政史」・「明治文化全集」改訂版第九卷正史篇上巻・五三九ページ)とあり、明治二二年六月発足した「在京ノ津軽人」の団体であった「津軽協会」の会員名簿にも名前が見える。

こういう事情からみて、板垣退助監修『自由党史』(岩波文庫版下)において、「八月十七日東北の有志二百二十名の総代と称し、青森の壮士斎藤新一郎等数名、井上外務大臣を訪ふ。」(二七六ページ)、「……各地よりせる壮士輩団結して、愛国有志同盟会なる者を組織し、十月十六日、上野公園に大運動会を開き、……委員斎藤新一郎以下復た拘引せらる。」(二九〇ページ)とある斎藤新一郎、斎藤一郎は、ともに新一郎のことではあるまいか。また、明治二二年に『壮士論』という本が斎藤新一郎の署名で出ているが、同一人物であろう。

さらに「D」の寄稿者「斎藤布衣生」も新一郎である可能性が強い。

(12) 会津独立党に関して「山形新報」が次のように記している。「東北が不利益の地に立つ事は何人も歎息する処なるが、福島県下会津にて去る廿六日独立党の懇親会を開きたる節、山川浩氏(高等師範学校長陸軍少将)が席上にて述べられたる演説の趣旨を聞くに、二十年来天下の事独り関西人の知る処にして関東人の知らざる処なり、内閣大臣は誰ぞ、薩長人士なり、改進黨の首領は誰ぞ肥前の大隈なり、自治党は長州

の井上なり、大同団結は土州の後藤なり、郵船会社も関西人の掌裡にあり、三菱会社も同じく関西人の所有なり、誠に吾吾東北人は世にあれどもなきが如し、此分にて過ぎ行きなば遺憾の極なり、是非会津魂を振興して関西人の奴隷たらず、関西人の支配をうけず、即ち独立党を立てんこと余が諸君に熱望する所なり、慶三戊辰以来、関西人に屈服したる耻辱を雪がんこと余が諸君に熱望する所なり云々とありし趣き同地よりの通信に見ゆ。」(明治二二年四月三日「東北人は天下の政治に与らず、会津独立党組織協議」、新聞集成明治編年史」第七卷所収)

(13) 「復讐主義」「報復主義」の最たるものとして、西南戦争での東北出身の巡查隊の行動があげられる。「仙台新聞」によると「十四日田原坂の役、我軍進み賊の堡に迫り殆ど之を抜かんとするに当り、残兵十三人固守退かず。其時、故会津藩某身を挺て奮斗し、直に賊十三人を斬る。其闘ふとき大声呼びて曰く戊辰の復讐戊辰の復讐と」(平重道監修『近代東北庶民の記録』上巻一七ページの記事引用)

(14) (4)の河野広中の叙述に対する羽鳥卓也氏の評価、(羽鳥「民権運動家の『精神』」「商学論集」三・一九五一年、「論集日本歴史十『自由民権』」所収、一九七三年・有精堂)

(15) (7) (8)などに対する島海靖氏の評価、(前掲論文)

(16) こうした「思想の地域性」が本稿の問題意識なのであるが、最近のこうした視点のものとしては、前掲『近代東北庶民の

記録』上下(一九七三年・日本放送出版協会)、真壁仁・野添憲治編『民衆史としての東北』(一九七六年・NHKブックス)がある。また鹿野政直氏は『近代精神の道程』ナシヨナリズムをめぐって(一九七七年花神社)の中で、津輕藩出身の陸羯南と加賀藩出身の三宅雪嶺を例にとり、「のりおくれた側、きりすてられてゆく側にいるものとしての共通の思想を、「裏日本」の思想」と名づけている。

(立命館大学大学院)